

九州・長崎がめざす
地方創生の未来ビジョン

ユニ9.マリナ IR

UNI-9 MARINE IR

長崎県は、特定複合観光施設(IR)の導入を目指しています。



もうすぐ、未来がやってくる。

長崎県・佐世保市IR推進協議会

[これまでの経緯]

- 平成19年 8月 民間を中心とした「西九州統合型リゾート研究会」が発足
- 平成24年10月 長崎県議会が、政府等に対し「カジノを含む統合型リゾートに関する法整備の早期実現及び統合型リゾートに関わる人材育成に関する意見書」を提出
- 平成25年 3月 佐世保市議会統合型リゾート(IR)推進議員連盟発足
- 平成25年 4月 長崎県と佐世保市が共同で、長崎県・佐世保市調査検討協議会を設置し、IRにかかる調査研究及び専門的検討を実施
- 平成25年 8月 長崎県商工会議所連合会から県への要望(全商工会議所 共同提案)※以降毎年度IR導入に関する要望あり
- 平成26年 3月 長崎県知事が県議会にて、IR誘致推進を表明
- 平成26年 3月 長崎県と佐世保市が共同で、長崎県・佐世保市IR推進協議会を設置
- 平成27年 3月 IR基本構想骨子を策定
- 平成27年 6月 九州・山口各県の知事、経済団体のトップが参加する九州地域戦略会議において、IRの導入に向けた取組について現状等を報告
- 平成28年12月 「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律(IR推進法)」成立
- 平成29年 5月 九州地方知事会議において、「九州地域へのIR導入」を含む特別決議を行う(1回目)
- 平成29年 8月 九州経済連合会、九州観光推進機構、長崎県、佐世保市、佐世保商工会議所が共同で、IR誘致等に対し「IR誘致」を要望
- 平成29年 9月 佐世保市議会が、政府等に対し「特定複合観光施設区域整備に関する意見書」を提出
- 平成29年10月 長崎県企画振興部政策企画課内に「IR推進室」を設置
- 平成29年10月 九州地方知事会議において、「九州地域へのIR導入」を含む特別決議を行う(2回目)
- 平成29年11月 九州地域戦略会議において、IR導入にかかる本県の取組への理解と協力を依頼
- 平成29年12月 長崎県議会が、政府等に対し「特定複合観光施設区域整備に関する意見書」提出
- 平成29年11月～平成30年3月 長崎IR基本構想の検討にあたり、大学教授や民間の専門家等による有識者会議を計4回開催
- 平成29年12月～平成30年2月 IR事業者を含む民間事業者等を対象にアイデア募集(RFI=Request for Information)を実施(38社から提案あり)
- 平成30年 4月 長崎県企画振興部に政策監を配置するとともに「IR推進室」を課外室へ改組
- 平成30年 4月 長崎県・佐世保市IR推進協議会有識者会議が「長崎IR基本構想有識者会議取りまとめ」を報告
- 平成30年 5月 九州地方知事会議において、「九州地域へのIR導入」の項目を含む特別決議を承認(3回目)
- 平成30年 5月 九州地域戦略会議において、「長崎IR基本構想有識者会議取りまとめ」等について説明を行い、本県へのIR導入に対する理解と協力を依頼
- 平成30年 7月 「特定複合観光施設区域整備法(IR整備法)」成立

Q&A

IRってカジノ
だけなの？

IRはカジノだけでなく、国際会議場や展示場、エンターテインメント施設、ホテルなどとカジノが一体となった複合観光施設です。IRに占めるカジノの面積は全体の3%以下に制限されます。

全国で何カ所
できるの？

IRを設置できる区域は、3ヶ所を上限に国が認定します。

誰がつくるの？

設置と運営は民間事業者が一体的に行います。県は民間事業者とともにIRを整備するための区域認定申請を行う予定です。

カジノができると、ギャンブル依存症の人が増加するのでは？

IRの導入によりギャンブル依存症の人が増加することはないよう、次のような入場規制が行われます。

- 入場回数を制限。連続する7日間で3回、28日間で10回まで。
- マイナンバーカードによる本人確認及び入場回数確認。
- 入場料は、6,000円/回

※入場制限は日本人及び国内に住居を有する外国人が対象

長崎IR 検索

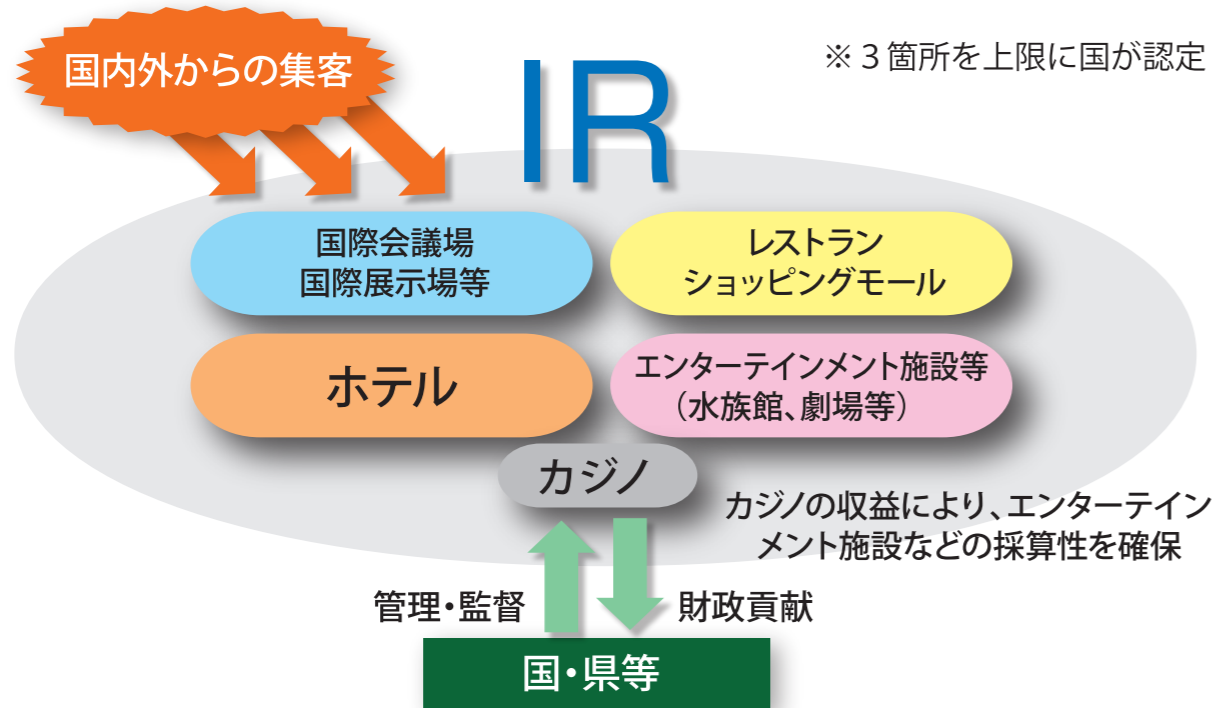


お問合せ◎長崎県・佐世保市IR推進協議会 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号(県IR推進室内) TEL.095-895-2037(直通)

IR 特定複合観光施設とは？

特定複合観光施設（IR）とは、国際会議場や展示場、エンターテインメント施設、ホテル、カジノなどが一体となった観光施設のことです。

国際競争力の高い滞在型観光を進めるために民間事業者が設置・運営する観光施設

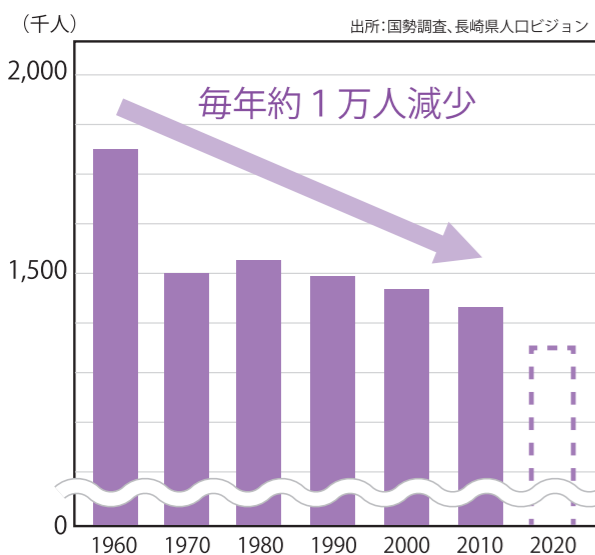


長崎県がIR導入を目指す理由

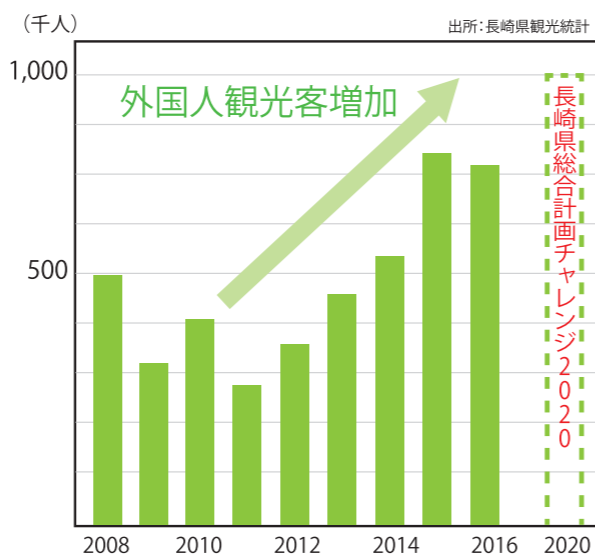
長崎県では人口減少等の構造的な課題に直面しており、経済の活性化や雇用創出等を促進する必要があります。一方、観光戦略の推進により、外国人観光客が大きく増加するなど、観光産業は成長傾向にあります。

このような状況を踏まえ、国際競争力の高い滞在型観光施設を導入することで、「新たな人の流れ」や「良質な雇用の創出」等、九州・長崎の新たな地方創生の実現を目指しています。

長崎県の人口の推移



長崎県の外国人述べ宿泊者



長崎県が目指すのは九州の『ユニーク・マリンIR』



IRに期待される効果



IR構想エリアの考え方

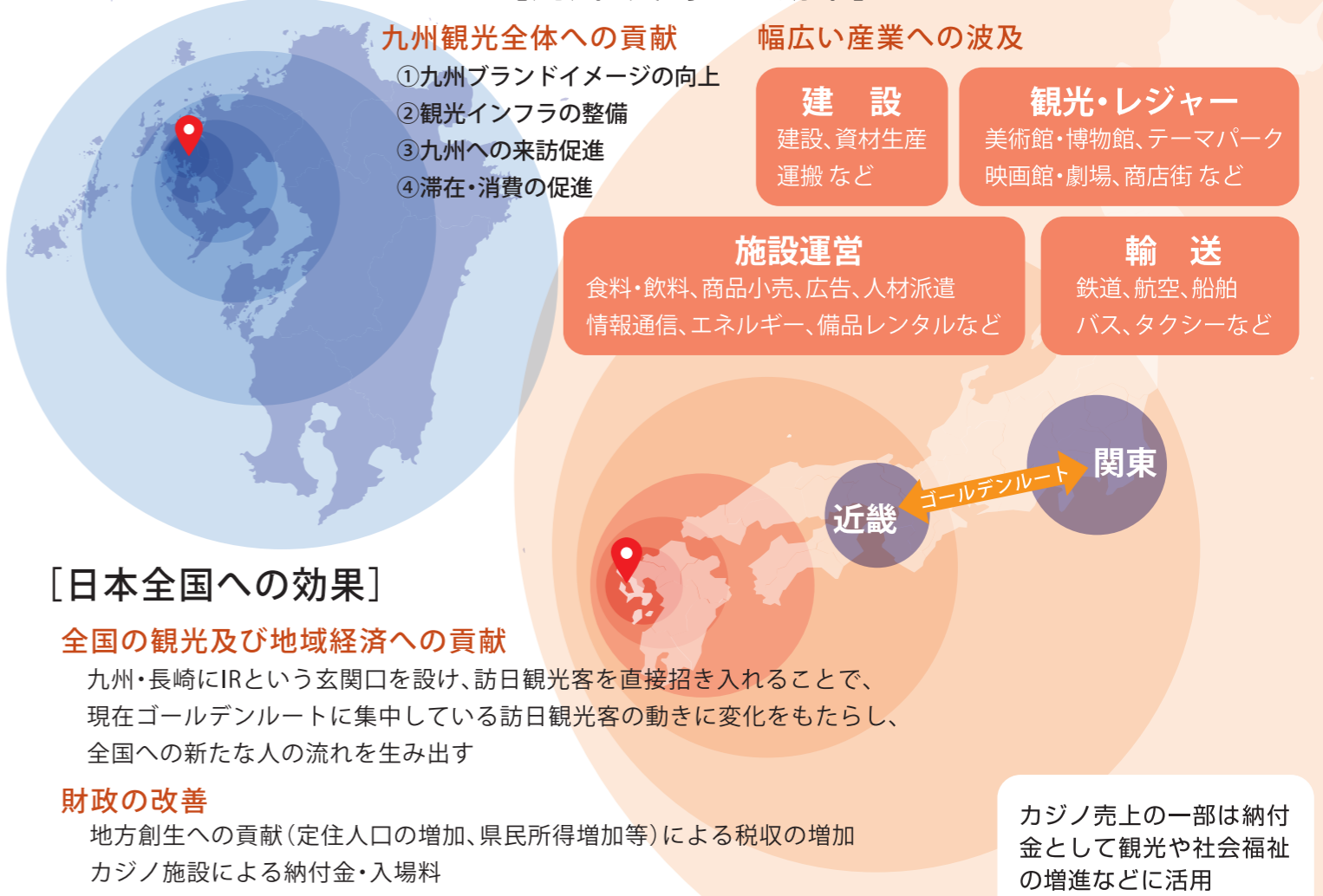


長崎県では、佐世保市のハウステンボス地域にIRの導入を目指しています。



経済波及効果等

[九州・長崎への効果]



九州圏内への経済波及効果の試算(想定)

集客延人数 ^{※1}	約740万人/年	建設投資額 ^{※2}	約2,000億円
経済波及効果(運営)	約2,600億円	経済波及効果(建設投資)	約3,700億円
雇用創出効果(運営) ^{※3}	約2.2万人	雇用創出効果(建設投資) ^{※3}	約3.8万人

【試算結果の留意事項】
 集客延人数については、交通インフラ等による供給能力の限界やハウステンボス施設への来場者を考慮したものではない。(※1)
 建設投資額は、建築物の建設費用のみが対象であり、その他の敷地造成工事、外構工事、設計管理に係る費用及び消費税等は考慮していない。
 公共施設整備も含まない。(※2)
 雇用創出効果については、自営業主、家族従業者含む。(※3)
 経済波及効果及び雇用創出効果は、九州圏を対象として試算している。

IR開業前後のシンガポールの事例 マリーナベイ・サンズ、リゾート・ワールド・セントーサ

◎外国人観光客が56%増加(968万人→1,510万人)
 ◎外国人旅行消費額が86%増加(1兆円→1兆8,600億円)
 ◎国際会議が23%増加(689件→850件)
 ※数字は2009年→2014年



出所:内閣官房特定複合観光施設区域整備推進本部HP

懸念される事項への対応

IRにはカジノ（IR全体の延床面積の3%以下に制限される予定）が含まれますが、懸念される事項に対しては、国は重層的かつ多段階的に対策を講じることで、影響を最小化することとしています。県においても、国の施策を踏まえ、しっかりとした対策を行ってまいります。

依存対策、組織犯罪対策、暴力団等反社会的勢力対策、犯罪抑止対策、環境対策、青少年対策等のIR導入に伴う諸課題に的確に対応することで、「安全で安心なIR」を構築

1 依存防止対策・依存症対策

【IR整備法における主な対策】

- 入場料6,000円/回
- 入場回数を連続する7日間で3回、連続する28日間で10回に制限
- マイナンバーカードによる本人確認及び入場回数確認
- 入場料等未払者、入場回数制限超過者については、入場等を禁止
※日本人及び国内に住居を有する外国人のカジノ施設への入場に関する規制

【長崎IRにおける対策の方向性】

ネットワーク強化等の体制の充実

本人及び家族に対して、行政・IR事業者・医療機関・支援機関で切れ目なく支援する必要

⇒ 早期に相談から治療へつなぐためのネットワークの強化等、役割分担を行い、体制の充実を図る

行政

公共政策として制度を整備普及啓発・教育活動 相談体制の強化

依存症本人及び家族

IR事業者

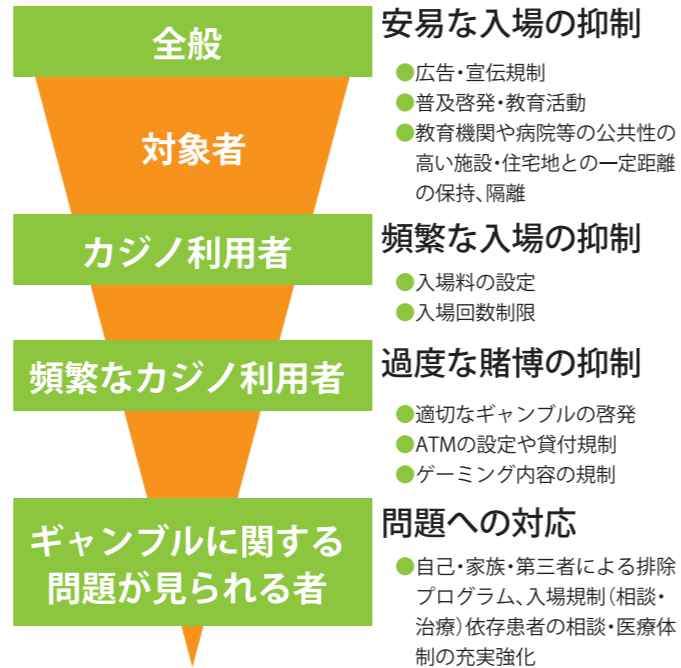
従業員教育・研修
顧客への広報・啓発
相談窓口の設置
地域との連携等

医療機関・支援機関

段階、分野に応じたきめ細かな支援（普及啓発、金銭問題、治療、回復支援等）

段階に応じた適切な対策

カジノに触れる可能性のある全ての対象者に対して、段階に応じて以下のような適切な対策が必要



2 治安対策

【IR整備法における主な対策】

- 暴力団員等はカジノ施設への入場禁止
- 犯罪発生予防・周辺秩序維持を事業者者に義務付け
- IR区域以外でのカジノの広告・勧誘を禁止
- 事業者、従業員、関連業者に対し徹底的な背面調査を行い、暴力団員等の介入を排除

【長崎IRにおける対策の方向性】

街の風紀保持等に向けた取組・方向性

教育機関や病院などの公共性の高い施設等との一定距離の保持、隔離

住環境保持等に向けた取組・方向性

- 環境保持のために必要な規制と、監視・監督（設置施設、設備、営業時間、騒音、振動、照度、広告及び宣伝等）
- IR施設・周辺地域の監視・防犯にかかる設備・組織体制の整備や機能強化
- 警察官の増員、警察施設・交通安全施設の整備等による警察力の強化
- 自治体・警察・IR事業者の緊密な連携
- 地域における環境監視組織の整備

3 青少年対策

【IR整備法における主な対策】

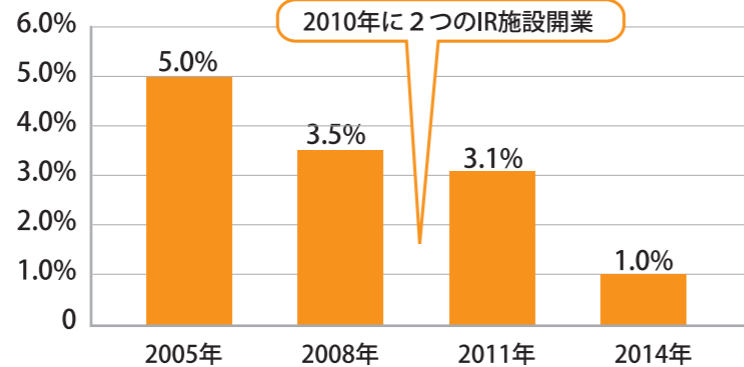
- 20歳未満の者はカジノ施設への入場禁止
- 20歳未満の者に対してカジノ事業の広告・勧誘を禁止
- 20歳未満の者はカジノ施設への入場が禁止である旨を表示・説明することを事業者者に義務付け

【海外事例】

	シンガポール	米国ネバダ州
広告・勧誘の制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 広告の事前承認制 ● シンガポール国及び永住者を対象とした広告の禁止 ● 広告場所の制限（空港、クルーズ船の停泊所等） 	良識、品位、品格、誠実を備えた、人に不快感を与えない広告及び広報活動の実施を怠った場合は（虚偽又は重大な誤解を招くような広告を含む）、懲戒処分の対象
入場規制	21歳未満の者の入場禁止（ゲーミングも禁止）	21歳未満の者のギャンブルが実施されるスペース等における滞留の禁止ゲーミングも禁止

【参考】シンガポールにおけるギャンブル依存症有病率の推移

国・規制当局による有効な対策の結果、国民のギャンブル依存症有病率はIR開業前より減少



出所：「National Council on Problem Gambling、Ministry of Community Development, Youth and Sports」

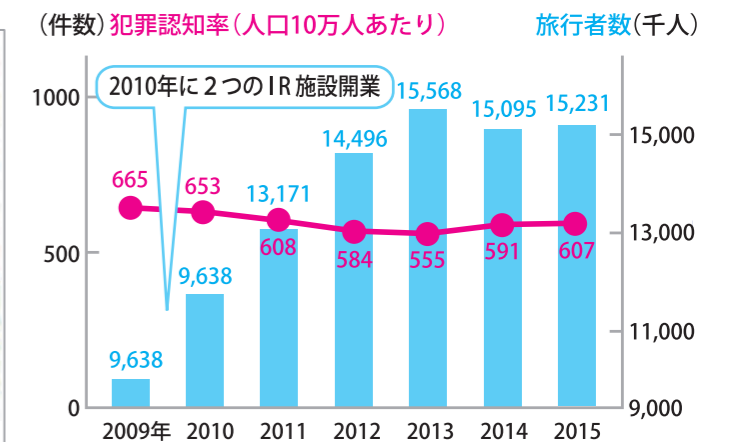
最先端のICT技術によるセキュリティマネジメント



出所：RFI回答

【参考】シンガポールにおける犯罪認知率

シンガポールではIR開業後、海外からの旅行者数は大きく増加したが、犯罪認知率に大きな変化はない



出所：第1回特定複合観光施設区域整備推進会議資料を基に作成